

島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

1. 令和4年度特定健康診査の実施について ～受診率向上にご協力ください～

『令和4年度「特定健康診査・特定保健指導」の実施方法(下記参照)』に基づき、12月31日までに特定健診実施機関(ご案内に一覧表を同封)で受診いただきますようご案内いたします。

対象被保険者の皆様には6月上旬に受診券等をお送りします。

ぜひ、健康の保持増進の機会と捉えていただき、積極的に受診していただきますようお願い申し上げます。

なお、今般の「新型コロナウイルス感染症」の感染状況により、健診等の実施については日常診療と同様に時宜にかなった対応にてお願い致します。組合員の先生方におかれましては、自院におけるご家族・准組合員(従業員)への自家健診での実施をお勧めいたします。

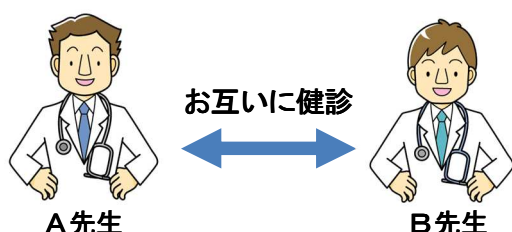
また、特定保健指導につながる場合も自院での保健指導は可能です。(組合にてモデル指導票も準備いたしますので事務局までご照会ください)

令和4年度「特定健康診査・特定保健指導」の実施方法

項目	特定健診	特定保健指導
対象者	40歳～74歳の方 ・本年5月31日までに資格取得の手続きが完了した方。 (前記以降の場合は希望により受診券を発行します) ・今年度中に40歳になる方も含まれます。 ・受診期間中に75歳になる方も含まれます。	健診の結果、保健指導を受けなければならない該当者 (本組合から利用券を発行します。)
受診期間	令和4年7月1日～12月31日	健診結果により、概ね3か月～6か月間
健診機関及び指導機関	①特定健診実施機関一覧表に掲載のある健診実施機関(個別健診) ②島根県環境保健公社の検診車等による健診(集団健診)	該当者に利用券を送付する際、保健指導機関をお知らせいたします。
受診・指導方法	被保険者証・<u>受診券</u>・<u>質問票(必要事項を記入の上)</u>を持参	被保険者証・利用券を持参
自己負担額	なし	なし
自家健診	<u>自家健診(家族・職員)は可能です。</u>	/
自己健診	医師が自分で自分を健診することは認められません。 ※先生方にはお互いに健診をしていただくなど提出へのご協力をお願いします。	(医師が自分の保健指導をすることは認められません。)
その他	組合員の方で「 <u>人間ドック</u> 」を受けられた場合、 <u>健診結果データの提供により特定健診受診者</u> となります。	/

- ※ 特定健診・特定保健指導に関し提供いただいた健診・指導結果を含む個人情報、本組合の特定健診・特定保健指導以外の事業の他、個人が特定できる情報としての公表並びに第三者への提供は一切行いません。
- ※ 准組合員（従業員）には、労働安全衛生法に基づく健康診断（事業主健診）が義務付けられておりますが、『受診券』を利用すると特定健診の基本項目、追加項目（貧血・尿酸・クレアチニン）、詳細項目（貧血・心電図・眼底）部分は医師国保が費用を負担しますので、事業所負担の軽減にもつながり受診率向上にもご協力いただけます。
- ※ 「特定健診実施機関」におかれましては、受診率向上のため、窓口において受診される方への受診券提出のお声掛けをお願いいたします。

親しい先生同士での健診をお奨めします！



お互いに「受診券」「質問票」「血液検査情報」（自院で採血された血液検査情報でも可）をもって健診を行って下さい。

健診方法は問いません。それぞれで費用請求していただけますから直接の費用のやり取りは不要となります。

※ 自院が特定健診実施機関である場合に限りです。

- 人間ドックや職場健診、各郡市医師会等で実施される健康診断のデータも特定健診データとして利用できます。（費用助成等について島根県医師会報4月号でご案内しています）
- ABC（胃がんリスク）検診の費用助成も行っていますので、特定健診と一緒に実施されることをお勧めします。
- 人間ドック等からのデータ提供される場合は、医師国保組合にお知らせ下さい。（データ提供様式をお送りします）

2. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

～まずは医師国保組合事務局にご照会ください～

本組合では、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等での症状で感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することが出来なかった期間について傷病手当金を支給致します。（組合規約第16条の2）

適用となる期間は、令和2年1月1日から令和4年6月30日までの間です。

本傷病手当金の支給を受けるためには申請が必要となります。申請方法並びに申請様式の請求や記入方法など、ご不明な点は医師国保組合事務局までお知らせください。申請様式は組合HPにも掲載しております。

～ 保険加入、保険給付、各種健診費用助成等どんなことでもお気軽にお問い合わせください ～

島根県医師国民健康保険組合 Tel : 0852-26-3100 URL : <https://shimane-ikokuho.or.jp>